平成２１年（フ）第６６３号
川崎市川崎区富士見２丁目１番１号　富士見アパート
債務者　佐倉　　勲
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６６号
川崎市幸区南幸町１丁目51番地17　川崎パークハイツ204
債務者　海藤　芳子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７５号
川崎市高津区坂戸２丁目22―１　アンダンテタカツ105、住民票上の住所横浜市都筑区荏田南４丁目１番31―407号
債務者　八若　雅光
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
神奈川県平塚市八重咲町18番８―201号、前住所神奈川県横須賀市公郷町３丁目114番地３―102
債務者　川崎　育成
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１８４号
三重県いなべ市北勢町阿下喜2673番地９
債務者　オビスポ　ダマソ　カルロス　アルベルト
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
三重県四日市市桜花台１丁目73番地９
債務者　加藤　典子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
三重県四日市市泊山崎町８番28号　オレンジパパＢ棟１階105号
債務者　加藤　直子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
三重県四日市市小林町3031番地５
債務者　中薗　隆生
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
高知県吾川郡いの町枝川241番地６
債務者　今橋　由子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８７号
東京都町田市忠生４丁目15番地50　スイートベゼル205
債務者　今橋　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０６号
高知県吾川郡いの町枝川241番地６
債務者　今橋　義忠
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３７号
鹿児島県大島郡伊仙町大字検福418番地
債務者　北郷　隆志
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１４８号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番31号
債務者　都　　親満
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１５２号
鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙2324番地
債務者　美延　太志
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６０号
鹿児島県奄美市名瀬春日町９番10号
債務者　青田　　忍
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６３号
鹿児島県奄美市名瀬柳町６番１号　４―３号
債務者　池見いずみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６４号
鹿児島県奄美市名瀬春日町19番１―43号
債務者　田代　健二
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第２４９号
北海道苫小牧市北栄町４丁目５番地の１　メゾンボヌール101
債務者　西山　直人
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部